

奈良県雇用維持支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主に対して、雇用維持のための措置に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「雇用調整助成金等」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金及び職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金をいう。

2 この要綱において「中小・小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及びこれに準ずると認められるもの、常時雇用する従業員が概ね20人以下の事業主並びに個人事業主をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、雇用調整助成金等の支給決定を奈良労働局長から受けた中小・小規模事業者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日から令和4年11月30日までの雇用調整助成金等の対象となる休業に係る手当等の額とする。

2 補助金の額は、前項の補助対象経費に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定された額のうち、奈良労働局長から10分の9の助成率で支給決定を受けた額（ただし、教育訓練及び出向に係る額を除く）を基礎額とし、当該基礎額に9分の1を乗じることにより得た額とする。

3 前項の規定により算定した補助額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県雇用維持支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に申請しなければならない。

(1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書（奈良労働局長名）の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、審査により、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、当該申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、審査により、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助金の交付目的を達成するため必要と認める場合には、必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に奈良県雇用維持支援補助金取下げ申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による交付決定の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第6条第3項の規定により知事が付した条件に違反したとき。

(2) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金の交付決定後に、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第11条 補助対象事業者は、補助金に係る書類を整理し、補助金の交付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、これを保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、同月1日から適用する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、同年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。